

九州表面・真空研究会 学生講演奨励賞規程

平成 27 年 4 月 22 日

(目的)

第 1 条 九州表面・真空研究会運営委員会は、学生の発表奨励のため学生講演奨励賞を設け、本規程によって授賞する。

第 2 条 本賞は、九州表面・真空研究会において優秀な研究発表を行った学生に対して学生講演奨励賞を授与し、その功績を称え研究意欲を高めることを目的とする。

(表彰対象)

第 3 条 表彰対象者は、以下の項目を満たすものとする。

- 1) 講演論文の筆頭者であること。
- 2) 実際に登壇した者であること。
- 3) 講演時に、学生の身分を有すること。学部生、院前期生、院後期生、高専本科生、専攻科生が対象であるが、社会人学生は原則として対象外とする。
- 4) 講演申し込み時に、本賞に応募（ただし各回 1 人 1 件に限る）した者。
- 5) 過去に本賞を受賞していないこと。

(選定)

第 4 条 原則として各大学・研究機関より数名ずつ選ばれた学生講演奨励賞選定委員会により、対象者から受賞者を選定する。受賞者は対象者の 30%程度とする。

(表彰)

第 5 条 受賞者には賞状及び賞品を授与する。

付則

この規程は平成 27 年 5 月 1 日から施行し、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。